

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	表紙 公表日	平成27年12月24日	2017/5/12	事後	公表日の変更
平成29年5月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「条例」という。)	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号)	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	表紙 公表日	平成29年5月12日	平成31年3月7日	事後	公表日の変更
平成31年3月7日	I-5 ②所属長役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	表紙 公表日	平成31年3月7日	令和2年11月27日	事後	公表日の変更
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の整理)
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の整理)
令和3年12月24日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和8年2月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副登録の際は、原則本人からマイナンバーの届出を求めることや、住基ネット照会を行う場合には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例として次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・USBメモリを使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (新様式への移行)